

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年4月19日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 石谷 俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、航空統合気象観測システムに接続する、空港気象ドップラーレーダー観測処理システム（以下「ADRAS」という。）のウイルス対策ソフトウェアの設定変更を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な ADRAS の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 ウイルス対策ソフトウェア設定変更
- (2) 業務内容 ADRASに搭載されているウイルス対策ソフトウェアの設定変更を実施する
- (3) 履行期限 令和5年7月20日（木）

3 業務目的

気象庁情報システム基盤で利用しているウイルス対策ソフトウェアのクラウド版移行に伴い、航空統合気象観測システムに接続する、ADRAS に搭載しているウイルス対策ソフトウェアの設定変更を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

ADRAS は航空機の安全な運航に寄与するため、航空気象ドップラーレーダー及び航空気象ドップラーライダーの観測データを収集・収録し、必要なデータ処理及び各種プロダクトの作成を行った上、即時的に気象庁業務等に提供するためのシステムである。

ADRAS の設定変更作業に関しては、業務運用上、極めて高い信頼性や耐障害性、耐害発生時に被害を最小限に留める的確な対策及び万全の体制を維持しつつ行う必要があるため、ADRAS の設計を理解し、業務ソフトウェア及びシステム全体の内容・構造等について詳細な知識を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本業務を実施するためには事前に入念な動作確認が必要となることから、ADRAS の性能・機能仕様を理解し、これら動作確認に必要な設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

①当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本センターシステムの稼働中に本業務に起因するシステムの不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

オンラインシステムの業務ソフトウェアを制作した実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900 (内線 2524)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年4月19日(水)から令和5年5月9日(火)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年5月10日（水）17時まで（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。